

むつ市農業委員会
第 8 5 4 回総会議事録

むつ市農業委員会第 8 5 4 回総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 7 月 1 4 日（火） 1 0 時 3 0 分から 1 0 時 4 3 分

2. 開催場所 むつ市役所大会議室 A

3. 出席委員

○農業委員（18名）

議 席	氏 名
1	村 口 利 光
2	畑 中 光 政
3	鴨 田 輝 雄
5	柏 谷 均
6	水 戸 隆 璽
7	新 堂 真
8	中 嶋 寿 樹
9	面 村 一 松
1 0	坂 本 正 一
1 1	嶋 影 秀 子
1 2	林 忠 久
1 3	浜 田 昭 彦
1 4	立 花 幸 雄
1 5	蛭 名 修 一
1 6	齊 藤 榮 佐 男
1 7	佐々木 貢
1 8	杉 山 重 一
1 9	中 村 貞 幸

○農地利用最適化推進委員（8名）

地 区	氏 名
第 1 地区	蛭 名 俊 文
第 2 地区	山 田 紀 子
第 4 地区	田 中 慶 吾
第 5 地区	佐々木 武 美
第 6 地区	内 山 義 美
第 7 地区	菊 池 幸 子
第 9 地区	千 葉 好 二
第 1 0 地区	富 江 佳 奈 子

4. 欠席委員

○農地利用最適化推進委員（2名）

地 区	氏 名
第3地区	山 本 幸 光
第8地区	猪 口 和 則

5. 議事の概要

日 程 第 1 会議録署名委員の指名

日 程 第 2 会期の決定

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第10号 非農地証明交付申請について

議案第11号 非農地証明交付申請について

報告第7号 農地の転用事実に関する照会について

6. 会議に従事した職氏名

事務局長	野 坂 武 史
次 長	松 尾 智 志
主 幹	伊 藤 恭 雄
主 査	石 田 洋 利
会計年度任用職員	石 田 美穂子

7. 会議録署名委員

3 番 鴨 田 輝 雄

5 番 柏 谷 均

8. 会議記録者

農業委員会事務局主幹 伊 藤 恭 雄

9. 会 議 の 概 要

	———農業委員会憲章唱和———
議長(坂本会長)	ただいまから、むつ市農業委員会第854回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は18名中18名で、定足数に達しております。 なお、第3地区担当山本推進委員、第8地区担当猪口推進委員は、欠席となっております。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において3番鴨田輝雄委員、5番柏谷均委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の伊藤主幹を指名いたします。 日程第2、会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声あり) ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。
議長(坂本会長)	それでは、議案審議を行います。 議案第9号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。 議案第9号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第9号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、大字関根字水川目138番58、他2筆、面積合計20,802㎡を無償譲渡しようとする申請です。 申請理由は、譲渡人が県外在中で農地を維持できなく、譲受人がその農地を引き受けるためとのことです。 7月2日に、蛭名委員、齊藤委員、山本推進委員、事務局で現地確認調査したところ、譲渡人が所有している農地であり、農地法第3条第2項各号に該当は見られず、許可しても良いと思われれます。 以上で説明を終わります。
議長(坂本会長)	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足の説明がございましたらお願いいたします。
蛭名委員	特にありません。
議長(坂本会長)	ご苦労様でございました。

	説明が終わりましたので、これより議案第 9 号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。
各委員	(なしの声あり)
議長(坂本会長)	質疑がありませんので、本案について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
各委員	(なしの声あり)
議長(坂本会長)	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 9 号は原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第 10 号、非農地証明交付申請についてを議題に供します。 議案第 10 号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 10 号、非農地証明交付申請について、ご説明いたします。 申請地は、脇野沢源藤城 36 番 5、面積 34 m ² 、登記「田」、農地台帳「田」、農業振興地域内、農用地区域外であり、代理人からの申請であります。 6 月 24 日に村口委員、鴨田委員、富江推進委員、事務局で現地調査を行った結果、現地は住宅地に位置しており、所有者は県外に居住しています。相当年数前から近隣住宅地の浄化槽が設置されており、農地への復元が著しく困難で、農地行政上も特に支障がないことから、非農地証明認定(判断)基準の 5 に該当すると思われ、非農地と証明しても良いと考えます。 以上で説明を終わります。
議長(坂本会長)	ただいまの説明に関して、調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
村口委員	結論から言いますと承認はいたしますが、確認したいことがあります。 まず、農業振興地域の明示がありません。農業振興地域に該当しているのかどうか、また、非農地証明認定(判断)基準の 5 に該当するということですが、農林畜産課との協議は終わっているのか確認します。
事務局	当該土地は農用地区域外となっていますので、特に協議するところはありません。
議長(坂本会長)	説明が終わりましたので、これより議案第 10 号について審議を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。
各委員	(なしの声あり)

議長 (坂本会長)	質疑がありませんので、本案について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
各委員	(なしの声あり)
議長 (坂本会長)	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 10 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。 次に、議案第 11 号、非農地証明交付申請についてを議題に供します。議案第 11 号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 11 号、非農地証明交付申請について、ご説明いたします。 申請地は、川内町平中 107 番、他 3 筆、面積合計 3,173 m²、登記「田」、農地台帳「田」、農業振興地域内、農用地区域内で、所有者本人からの申請であります。 6 月 24 日に村口委員、鴨田委員、事務局で現地調査を行った結果、現地は山林化している状態となっており、農地としての機能を果たしていない状況にあります。農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると見込まれることから、非農地証明認定(判断)基準の 4 の(ア)に該当すると思われ、非農地と証明しても良いと考えます。 以上で、説明を終わります。
議長 (坂本会長)	説明が終わりましたので、これより議案第 11 号について審議を行います。 質疑を許します。質疑ございませんか。
村口委員	農業振興地域について資料に明記されていません。委員は、農業振興地域の図面を持っていないので、議案に明記がないと正しい判断ができません。議案に明記されている場合とそうでない場合があります。以前の資料には、農業振興地域内、地域外が明記されていた記憶があります。そのところはどうかになっていますか。
事務局	様式は、数年前より同じものを使用しており、農地法第 3 条関係の議案資料には記載欄がありますが、非農地の証明関係の議案資料には記載欄がありません。判断材料として不足しているのであれば、今後、判断できるよう資料を調整します。
村口委員	委員は図面を持っていません。農業振興地域の該当なのかどうか明示していただければ、判断ができますので、よろしくお願いいたします。
議長 (坂本会長)	今後、判断できるような資料の作り方をすることですので、よろしくお願いいたします。

	その他に質疑ございませんか。ありませんか。
各委員	(なしの声あり)
議長(坂本会長)	質疑がありませんので、本案について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (なしの声あり) ご異議なしと認めます。 よって、議案第11号は原案のとおり、承認することに決定いたしました。 以上で、議案審議について終了いたしました。 続きまして、報告事項、報告第7号について、事務局より説明願います。
事務局	報告第7号、農地の転用事実に関する照会について、ご報告いたします。 照会農地は、上川町129番6、他1筆、登記「田」、台帳地目「非農地」、面積合計165㎡、農業振興地域外、農用地区域外農地であり、申請者本人からの照会です。 2021年農地利用状況調査において、再生利用困難農地に分類され、第800回総会で「非農地」の承認を得ていることから、「非農地」とであると回答しております。 以上で報告を終わります。
議長(坂本会長)	以上で、本日の議案審議は全て終了しました。 その他、委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。
各委員	(なし)
議長(坂本会長)	それでは、以上をもちまして、むつ市農業委員会第854回総会を閉会いたします。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 鴨 田 輝 雄

会議録署名委員 柏 谷 均